

特集

金融円滑化法終了に伴う中小企業の対応策

～簡易事業計画書作成の勧め～

西河経営・労務管理事務所所長
中小企業診断士 西河 豊

はじめに(2013年の中小企業政策)

2009年に施行された中小企業金融円滑化法が2013年(今年)3月末をもって終了しました。そこで、金融円滑化法終了に伴う影響と、中小企業取るべき対応策等について解説したいと思います。

(1)金融円滑化法施行の背景

この法律は、リーマンショック後の対策として、中小企業からの返済猶予等の条件変更に対し、積極的に協力することを金融機関に指示した法律で、事業先は事業計画書を出すことにより不良債権の認定を免れてきました。

この法律の背景には外部環境の落ち込みの方が、中小企業の対応能力を超えているという共通認識がありました。

(2)予測される動きとせめぎ合う意見

今年の景気は、アベノミクスという景気浮揚策と、この金融円滑化法終了による中小企業の倒産増加による社会不安の、せめぎあいになると思われます。この法律終了を純粋にとらえるならば、金融機関借り入れの返済猶予を受けていた先の猶予措置が切れるのですから、景気を下に引っ張ることだけは確かです。

金融機関は猶予措置が切れた事業先に対し、「回収」か「債権放棄」を図らないと自行の自己資本率が落ちることになります。

「債権放棄」は金融機関側の内部留保の体力に影響するので、できれば「回収」の方向で処理したいのです。

となるとキャッシュフローの厳しい中小企業の倒産が危惧されるため、金融庁は法律が終了しても取引企業先の状況を見捨てず回収を図ってほしくない旨の通達を出しています。

しかし、法律が切れた後、支払猶予という対策の一辺倒だけでは中小企業の救済はできません。

なぜ中小企業の救済にならないのかというと、それが経済のダイナミックな動きを失わせている要因になっているからです。

金融円滑化法で支払いの猶予を受けている企業の中には、実質経営破綻している先がかなり含まれています。この返済猶予に加え、人件費は雇用調整助成金という休業手当の補填を受けているケースもあり、実質休業状態の企業もあります。また、その業種が歴史の役割を終えていることも考えられます。

今後の流れは、これを機に企業先の格付けを再度見直し、事業の可能性のある先については「再生支援」し、それ以外の先には「市場から退場していただく」という時代の流れになると思われます。(その速度は景気見合いとなります。)

安倍総理には、「再チャレンジ」できるセーフティネットも準備するという考えもあります。実際、前回の総理就任時にも「再チャレンジ融資」という、事業破綻した事業主に対する融資枠も作られました。

(3) 政府は最悪の事態にも準備

新事業活動促進法という新規事業に取り組む中小企業を支援しようという地方自治体による認定制度があります。これに関して、昨年度、この認定制度の支援側専門家も認定しようとして経営革新等支援機関認定制度が作られました。

私も申請し、支援企業として認定を受けたのですが、支援認定機関に準備されていた実務研修はまさにこの再生支援の手法でした。

これは、ボーダーラインの企業に対して、外科手術をする専門家集団を作っておくことで危惧される事態に備え、政府が準備していると考えてよいでしょう。中小企業は慌てることはありませんが、経営の健全化に向かって準備しておく必要があります。